



2025 年 10 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社京都きもの友禅ホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 浅 香 竜 也
(コード番号 7615 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 長 渡 部 真 由
(TEL. 03-3639-9191)

報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 報酬委員会設置の目的

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に係る取締役会の機能の透明性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

2. 報酬委員会の役割

取締役会の諮問に応じて、主に以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の手続きに関する事項
- (2) 役員報酬基準に関する事項
- (3) その他報酬等に関し、取締役会が必要と認めた事項

3. 報酬委員会の構成

報酬委員会は取締役会の決議によって選任された3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役といたします。

4. 設置日

2025 年 10 月 22 日

以 上